

今後の財政運営の目標(案)

(財政の現状と今後の取り組み)

津 市

目 次

はじめに	1
第1章 財政状況	
1 過去の財政状況	
(1) 決算規模	2
(2) 主な歳入の状況	
① 市税収入の推移	3
② 基金繰入金と残高の推移	3
③ 地方交付税の推移	4
(3) 主な歳出の状況	
① 義務的経費等の推移	5
② 投資的経費の推移	6
(4) その他	
① 経常収支比率の推移	6
② 公債費負担比率の推移	7
③ 地方債残高、発行額、償還額の推移	8
2 平成18年度決算から見る財政構造の特徴	9
3 現状のままで推移した場合の財政(収支)見通し	11
4 現状のままで推移した場合の財政状況	
(1) 歳入と歳出の状況	14
(2) 経常収支比率の推移	14
(3) 公債費負担比率の推移	15
第2章 健全な財政運営に向けた取り組み	
1 今後の財政運営の目標	16
2 主な取り組み事項	
(1) 歳入の確保	
① 市税等の収納率の向上	16
② 未利用地の処分、貸付等の有効活用	16
③ 新たな自主財源の確保	16
④ 受益者負担の適正化	16
⑤ 地方債の適正な活用	16
(2) 歳出の削減	
① 人件費の抑制	16

② 内部管理経費の削減	17
③ 公共施設のあり方の見直し	17
④ 民間委託の推進	17
⑤ 補助金等の見直し	17
⑥ 投資的事業の見直し	17
⑦ 公債費の抑制	18
⑧ 公営企業特別会計等の経営健全化	18
(3) その他	
① 予算編成、執行における手法の見直し	18
② 行政経営・行政評価システムの導入	18
2 前期集中改革プランの検証	19
3 地方公共団体の財政健全化に関する法律の概要	20

第3章 今後の財政見通し

1 今後の財政（収支）の目標	24
2 目標達成時における財政状況	
(1) 予算規模	26
(2) 経常収支比率の推移	26
(3) 公債費負担比率の推移	27
(4) 基金繰入金、残高の推移	28
終わりに	29
用語解説	30

はじめに

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化時代の到来や平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法による地方への事務事業の移譲、更には平成 16 年度から進められてきた「三位一体改革」による地方交付税、補助金等の削減などにより、非常に厳しい状況になっています。

加えて、本市は平成 18 年 1 月 1 日の合併により 10 もの市町村が 1 つになり、人口約 29 万人、約 710 平方キロメートルという広大な面積を有する市になりました。

このことにより、各地域における様々な行政課題への対応が必要であること、現時点では合併に伴う効果を十分に発揮できない状況にあることから、経常経費を中心に事務事業が肥大化し、更に厳しい財政状況に直面しています。

この状態が続けば、財政的に行き詰まり歳出が歳入を上回る赤字団体となる事態が生じる恐れがあり、こうした状況を回避するために、過去の決算状況を振り返り、これまでの財政運営を分析するとともに、長期的な財政見通しを把握し、計画的かつ着実に財政の健全化を図る必要があります。

また、平成 19 年度末には新市における初めての総合計画が策定され、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指した将来のまちづくりビジョンが示されます。

「健全な財政」という裏付けがなければ、総合計画において編成されている重点プログラムをはじめとする多様な施策の推進を図ることは不可能です。

よって、「津市総合計画」及び「津市行財政改革大綱」との整合性を図りながら、将来にわたって持続可能な財政運営の基盤を構築するため、「今後の財政運営の目標」を作成することとします。

この目標は、今後、策定される集中改革プランの中期実施計画（平成 22 年度～平成 24 年度）及び後期実施計画（平成 25 年度～27 年度）の目標となるものであり、新たな津市のまちづくりのため、財政の健全化を図る財政運営の指針として位置づけるものです。

第1章 財政状況

1 過去の財政状況

(1) 決算（財政）規模

普通会計の決算規模は、平成17年度途中の合併以降、年々減少傾向にあります。実質収支は、合併前後とも黒字で推移していますが、実質単年度収支は、赤字の年度があり、平成19年度は大幅な赤字が予想されているところです。

このことは、基金を取り崩さなければ、単年度の収入では支出が賄えない状況であることを示しており、今後も、赤字が続き、基金が枯渇する事態が生じた場合、財政運営が成り立たなくなります。

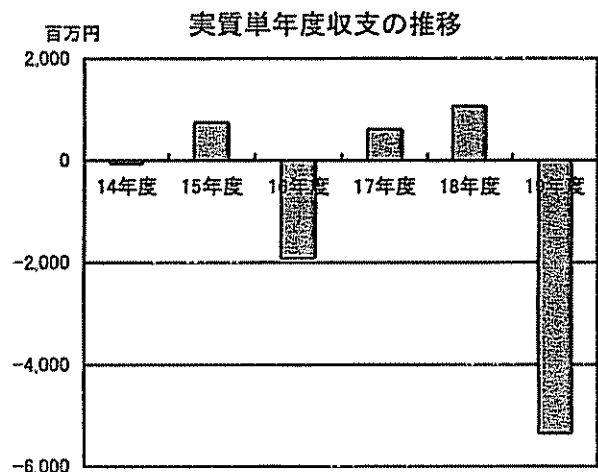
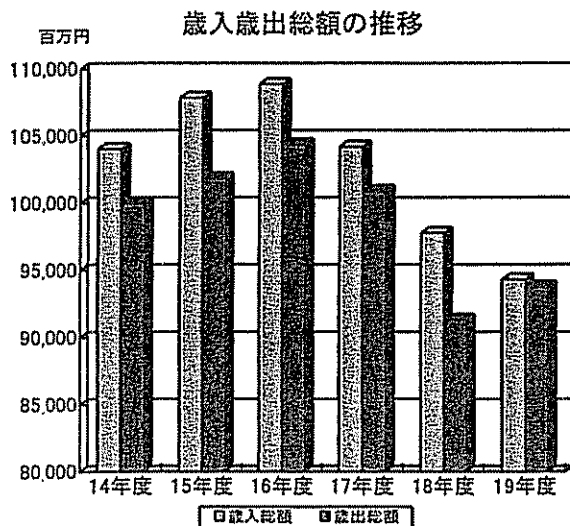
(単位：百万円)

区分 \ 年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
歳入総額	104,033	107,841	108,856	104,186	97,763	94,325
歳出総額	99,943	101,838	104,355	100,885	91,324	93,792
歳入歳出差引額	4,090	6,003	4,501	3,301	6,439	533
翌年度繰越財源	792	2,019	989	318	297	533
実質収支	3,299	3,984	3,512	2,983	6,142	0
単年度収支	231	685	△472	2,983	2,227	△6,142
積立金	2,833	3,042	2,899	2,758	3,580	3,778
繰上償還額	0	0	8	0	0	139
積立金取崩額	3,127	2,984	4,355	5,136	4,747	3,122
実質単年度収支	△62	743	△1,920	606	1,060	△5,347

(*平成19年度は3月補正後見込額を計上)

(単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)

(実質単年度収支とは、単年度収支に積立金と地方債繰上償還額の加算した額から基金取崩額を控除したもの)



(2) 主な歳入の状況

① 市税収入の推移

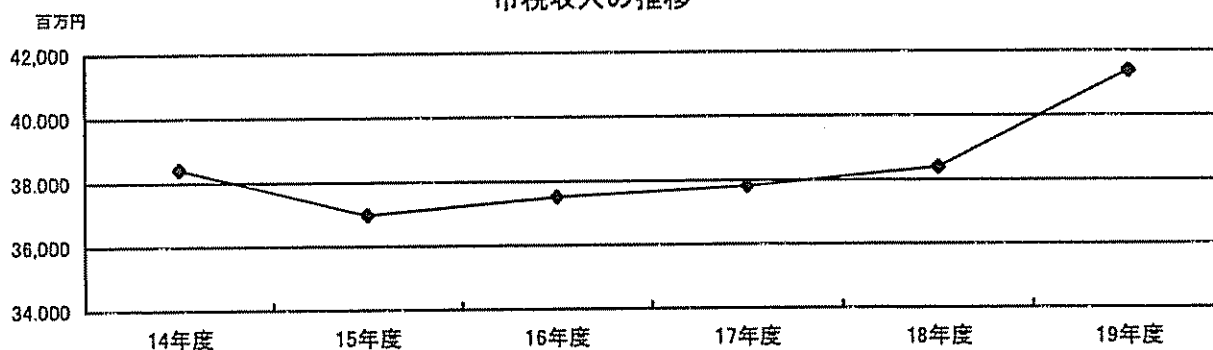
歳入の根幹となる市税収入は、税目ごとに増減はあるものの、全体では平成15年度以降、微増で推移しています。税源移譲のあった平成19年度は大幅に増加していますが、ほぼ同額の地方譲与税（所得譲与税）が減少するため、全体的には歳入増には繋がるものではありません。

(単位：百万円)

区分 \ 年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市民税	16,816	16,192	16,290	16,578	17,766	20,228
固定資産税	17,430	16,680	16,947	17,242	16,694	16,813
軽自動車税	411	425	439	455	470	473
たばこ税	1,604	1,644	1,650	1,583	1,638	1,569
特別土地保有税	58	33	215	1	33	1
入湯税	136	130	107	97	39	35
都市計画税	1,958	1,864	1,860	1,858	1,754	1,757
合計	38,413	36,968	37,508	37,814	38,394	40,876

(*平成19年度は3月補正後見込額)

市税収入の推移



② 基金繰入金と残高の推移

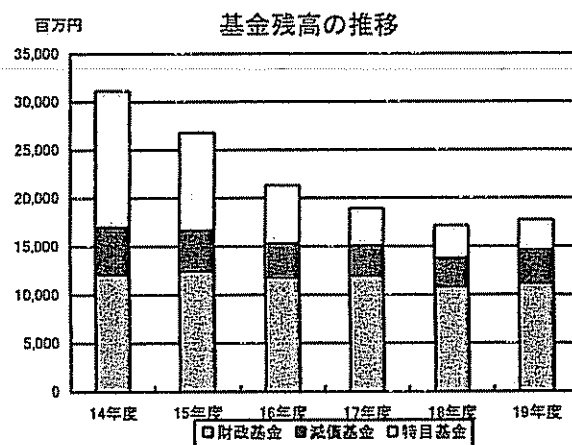
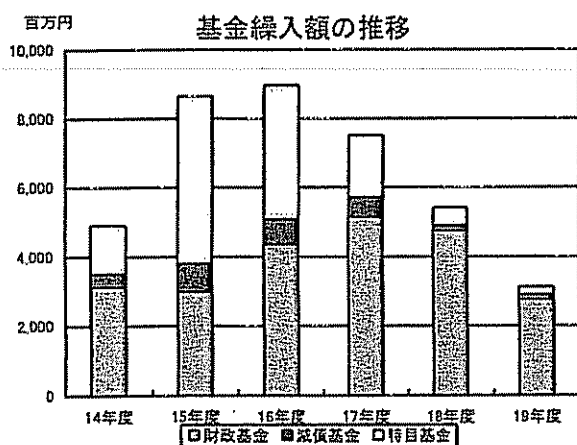
基金繰入額は、平成17年度までは約90億円にものぼる年度もありましたが、平成18年度以降は徐々に減少しています。

また、基金残高は、平成14年度末に対し平成19年度末には約半分程度にまで落ち込んでおり、財源不足額を基金の取り崩しで補填していたことが顕著に現れています。(合併前は、各市町村において様々な特定目的基金を設置していましたが、合併時に当該基金の一部を廃止し、財政調整基金に統合したため、合併後の平成17年度末財政調整基金残高は増加しています。)

(単位：百万円)

区分	年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
財政調基金	繰入額	3,127	2,984	4,355	5,136	4,747	2,766
	残高	12,073	12,420	11,777	11,957	10,790	11,142
減債基金	繰入額	379	819	719	576	153	139
	残高	4,912	4,240	3,537	3,096	2,983	3,439
特定目的基金	繰入額	1,399	4,840	3,887	1,796	513	218
	残高	14,165	10,104	5,987	3,861	3,358	3,150
合 計	繰入額	4,905	8,643	8,961	7,508	5,413	3,123
	残高	31,150	26,764	21,301	18,914	17,131	17,731

(*平成19年度は3月補正後見込額)



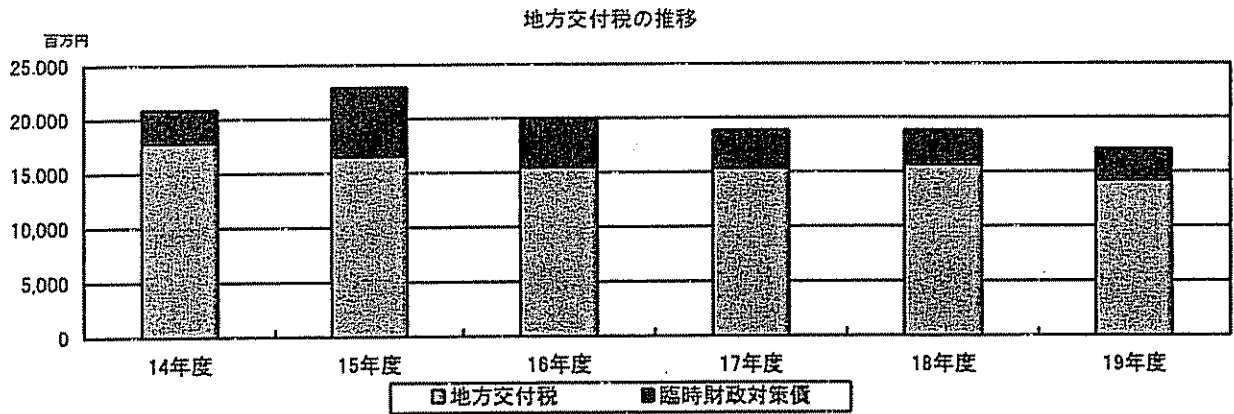
③ 地方交付税（臨時財政対策債を含む）の推移

地方交付税及び臨時財政対策債は、地方自治体の財源不足を調整する機能を果たすものですが、国の「三位一体改革」により、平成15年度をピークに年々減少傾向にあり、平成19年度は、平成14年度に比べ約2割減となり、財政運営を圧迫する要因となっています。

(単位：百万円)

区分	年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
普通交付税		15,488	14,242	13,404	13,453	13,630	12,500
特別交付税		2,300	2,271	2,042	1,865	1,996	1,300
地方交付税小計		17,788	16,513	15,446	15,318	15,626	13,800
臨時財政対策債		3,082	6,394	4,577	3,521	3,187	2,800
合 計		20,870	22,907	20,023	18,839	18,813	16,600

(*平成19年度は3月補正後見込額)



(3) 主な歳出の状況

① 義務的経費等の推移

人件費は、市町村合併後の平成 18 年度に大幅な削減が図られましたが、平成 19 年度は再び増加しています。

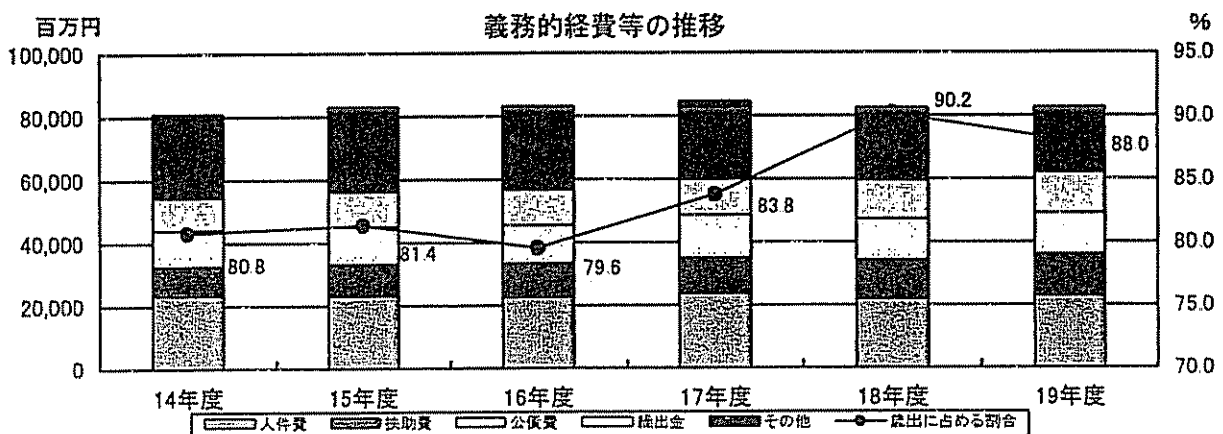
扶助費は、生活保護費の増加（県事業であった町村分が市に移行したため増）とともに少子高齢化などの影響により、年々大幅な増加傾向にあります。

公債費は平成 17 年度をピークに減少しているものの高水準で推移しています。国民健康保険、介護保険事業等の特別会計への繰出金は年々増加傾向にあります。その他の経費は、減少傾向にありますが、義務的経費の増大により減少を余儀なくされているものと考えられます。

(単位：百万円)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
人件費	23,444	23,239	22,631	23,713	21,992	22,860
扶助費	9,161	9,956	10,810	11,310	12,242	13,254
公債費	11,523	11,951	12,164	13,591	13,113	13,064
義務的経費小計	44,128	45,146	45,605	48,614	47,347	49,178
繰出金	10,400	11,120	11,225	11,356	12,223	12,837
その他	26,247	26,677	26,247	24,586	22,835	20,546
合計	80,775	82,943	83,077	84,556	82,405	82,561

(*平成 19 年度は 3 月補正後見込額)



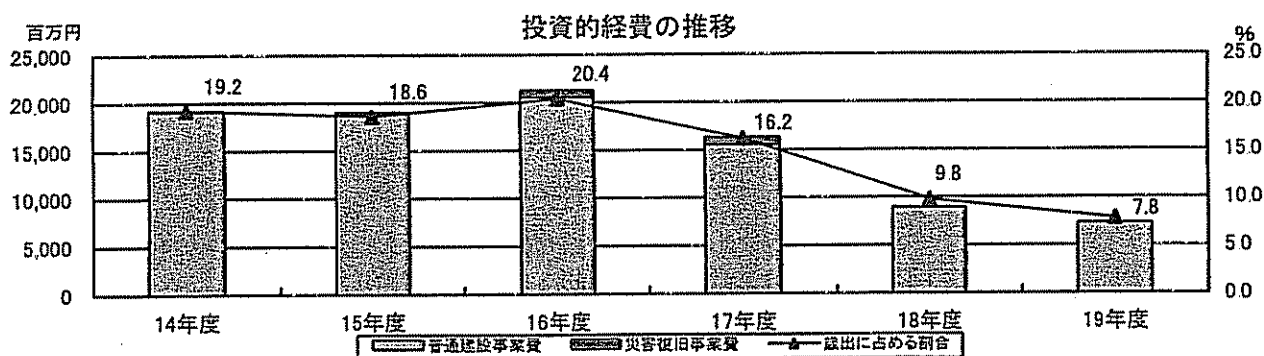
② 投資的経費の推移

合併前の普通建設事業費の歳出総額に占める割合（構成比）は、19%前後で推移していますが、合併後の18年度以降は、約半分の9%前後まで落ち込んでいます。類似団体の普通建設事業の構成比の平均値（平成17年度決算値）は、約12%であり、本市は、義務的な経費に大部分の財源が充てられ、投資的な事業を実施する財源的余裕がないことを示しています。

（単位：百万円）

区分	年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
普通建設事業費		19,110	18,781	20,544	15,552	8,900	7,301
うち単独事業費		11,679	13,391	15,203	11,898	5,970	4,243
災害復旧事業費		57	115	735	778	19	
うち単独事業費		1	1	278	68	0	
合計		19,167	18,896	21,279	16,330	8,919	7,301

（*平成19年度は3月補正後見込額）



(4) その他

① 経常収支比率の推移

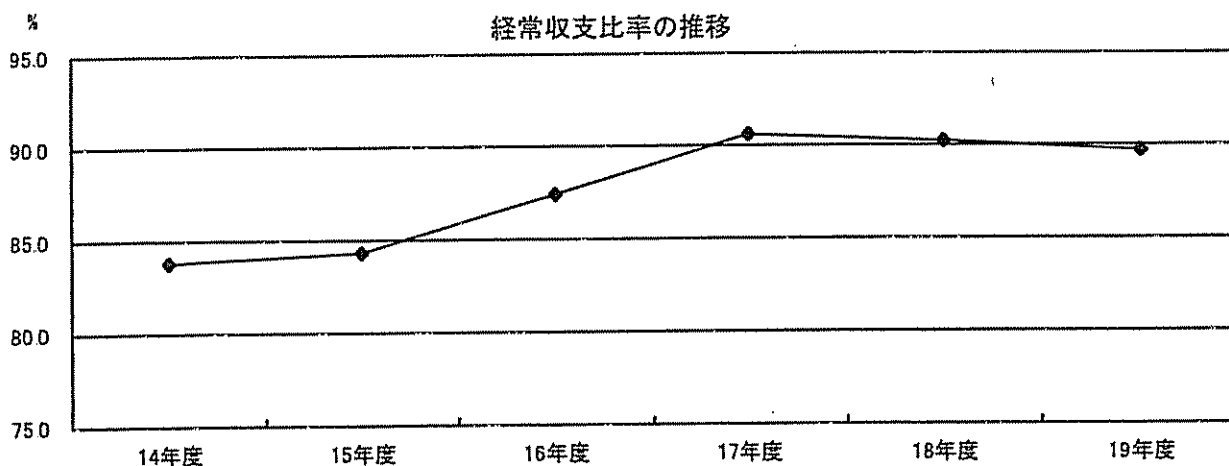
地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標の一つに経常収支比率があります。合併以前から年々上昇し、平成17年度には90%を超過しましたが、平成19年度は80%台になる見込であるものの、依然として財政の硬直化は極めて深刻な状態にあると言えます。

平成18年度の決算統計速報値における全国市町村の経常収支比率の平均値は90.3%で、本市は平均的な水準ではありますが、当該比率は75%程度が適正とされており、今後も、行財政改革を推進し、財政の硬直化からの脱却を図る必要があります。

（単位：%）

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
比率	83.8	84.3	87.4	90.6	90.2	89.7

（*平成19年度は3月補正後見込値）



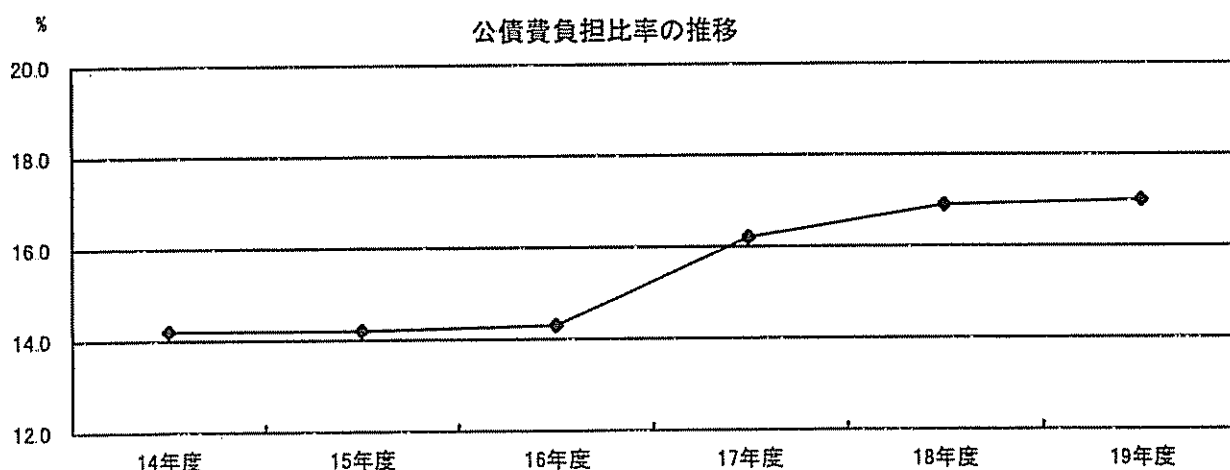
② 公債費負担比率の推移

歳入一般財源総額に占める公債費の割合を示す指標である公債費負担比率は、17年度に急激に増加し、以後も上昇し続けており、公債費償還が依然として高水準で推移する状況下にあります。今後、計画的な建設事業の実施とともに、将来の公債費負担を見据えた計画的な地方債の発行が必要となります。

(単位：%)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
比率	14.2	14.2	14.3	16.2	16.9	17.0

(*平成19年度は3月補正後見込額を計上)



③ 地方債残高、発行額、償還額の推移

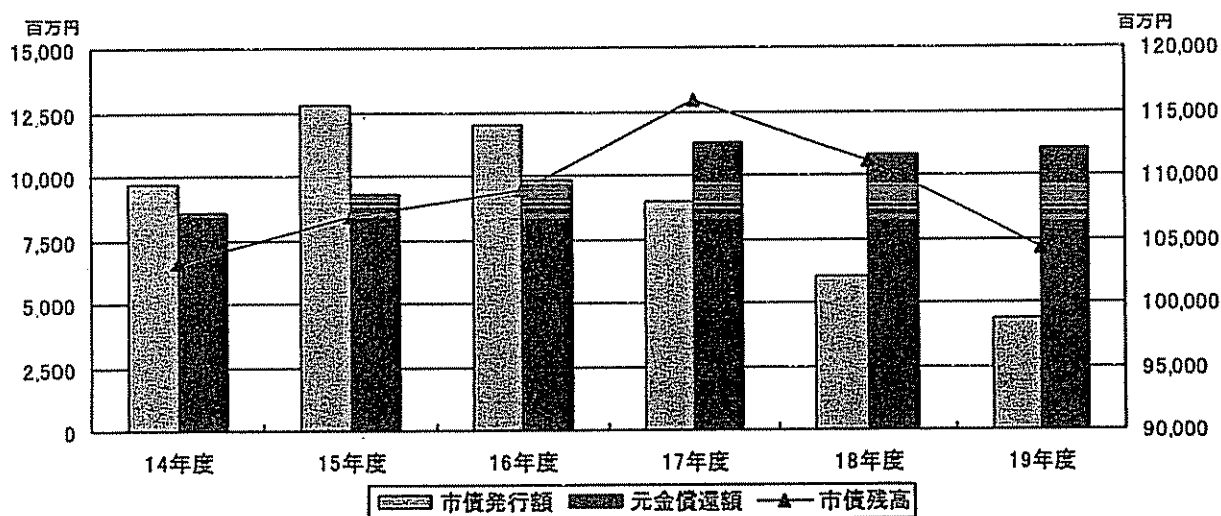
平成16年度までは、各年度の元金償還額を市債発行額が上回っているため、地方債残高は増加していますが、平成17年度以降は、元金償還の方が多いため地方債残高は減少しています。(平成17年度は10市町村の地方債残高合計は減少しましたが、合併により一部事務組合の地方債残高が加算されたため、統計上は、増となっています。)

しかし、償還額合計は、130億円台を高水準で推移しており、財政運営を圧迫する一つの要因となっています。

(単位：百万円)

区分 \ 年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地方債発行額	9,676	12,793	11,999	9,005	5,994	4,359
うち臨財債発行額	3,082	6,394	4,577	3,521	3,187	2,889
償還額合計	11,523	11,950	12,164	13,729	13,113	13,158
うち元金償還額	8,562	9,254	9,870	11,266	10,829	11,048
地方債残高	103,247	106,786	108,915	115,872	111,037	104,348

(*平成19年度は3月補正後見込額を計上)



2 平成18年度決算（普通会計決算統計）からみる財政構造の特徴

歳入に占める自主財源の割合は約56%で、そのうち市税の歳入総額に占める割合は約40%、その他（使用料・手数料、繰入金・繰越金等）で16%となっています。

一方、依存財源である地方交付税や地方譲与税・各種交付金、国県支出金等は、約38%で市税とほぼ同じ割合を占め、借金である地方債は約6%を占めています。

そのうち、財源不足を補てんする繰入金、地方債の収入は約114億円で歳入全体の約12%を占めています。基金残高は減少を続けており、近い将来には枯渇する恐れがあること、地方債発行は後年度負担を増加させる要因になることから、苦しい手法での歳入の確保を余儀なくされていると言えます。

また、繰越金が約42億円で約4%を占めていますが、これについても、前年度の決算状況に大きく左右されるため、自主財源といえども不安定な財源であり、市税のように恒常的に収入を見込むことができる財源とは区分して考える必要があります。

歳出面では、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の歳出総額に占める割合は約52%、その他の経費で約38%となっています。

その結果、投資的経費の割合は、約10%しかなく、充当できる財源が乏しい状況にあります。

類似団体と比較しますと、特に人件費が多額な支出となっており、早急な職員数の削減などが必要と言えます。

また、扶助費は、社会保障関係経費の増加に伴い年々増加傾向にありますが、自然増をそのまま放置することなく、住民サービスに支障をきたさない範囲で抑制する必要があると考えられます。

その他、物件費をはじめとする内部管理経費、補助費等についても、経常的な経費を徹底的に削減するなど抑制対策を講じる必要があります。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、通常望ましいと言われる75%を大きく上回る90.2%で、極めて硬直化した財政構造となっています。

公債費負担比率は、警戒ラインと言われる15%をやや上回る16%に達しており、今後の地方債の発行状況によっては、危険ラインの20%まで達する事態が生じる恐れがあり、将来の公債費負担を注視しながら財政運営を圧迫しない範囲で計画的に地方債の発行を行う必要があります。

このままの状況を放置し続ければ、近い将来において、財政運営に行き詰まり、財政破綻を招く可能性もあり、行財政改革のもと、財政の健全化に向けた取り組みを推進することにより、財政構造の弾力性を取り戻すことが本市に与えられた喫緊の課題です。

平成18年度の決算状況（地方財政状況調査による）

（単位：千円）

歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
97,763,173	91,324,382	6,438,791	6,141,556	2,227,293	1,060,202

歳入		決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一般財源 (千円)	構成比 (%)
自主財源	市 税	38,394,208	39.3	36,447,715	57.4
	分担金・負担金	1,229,060	1.3		
	使用料・手数料	3,177,772	3.3	229,760	0.4
	財産収入	215,130	0.2	61,236	0.1
	寄付金	351,116	0.4		
	繰入金	5,419,913	5.5		
	繰越金	4,231,813	4.3		
	諸収入	1,618,462	1.7	78,410	0.1
	小 計	54,637,474	55.9	36,817,121	58.0
依存財源	地方譲与税	3,413,279	3.5	3,413,279	5.4
	各種交付金	5,992,611	6.1	5,992,611	9.4
	地方交付税	15,626,305	16.0	13,629,952	21.5
	国県支出金	12,099,504	12.4		
	地方債	5,994,000	6.1	3,613,800	5.7
	小 計	43,125,699	44.1	26,649,642	42.0
合 計		97,763,173	100.0	63,466,763	100.0

歳出		決算額 (千円)	構成比 (%)	経常経費充当 経常一般財源 (千円)	経常収支 比率(%)
義務的経費	人件費	21,992,273	24.1	20,095,878	31.7
	扶助費	12,242,099	13.4	4,482,665	7.1
	公債費	13,113,237	14.3	12,465,131	19.6
	小 計	47,347,609	51.8	37,043,674	58.4
その他の経費	物件費	14,033,723	15.4	10,068,413	15.9
	維持補修費	960,829	1.0	769,233	1.2
	補助費等	3,679,389	4.0	2,491,805	3.9
	積立金	3,629,326	4.0		
	投資・出資・貸付金	531,425	0.6		
	繰出金	12,223,017	13.4	6,883,971	10.9
	小 計	35,057,709	38.4		
投資的経費	普通建設事業	8,900,199	9.8	経常収支比率 減税補てん債臨時財政対策債を含む 90.2%	
	災害復旧事業	18,865	0.0		
	小 計	8,919,064	9.8		
合 計		91,324,382	100.0	経常経費充当一般財源合計 57,257,096	

3 現状のままで推移した場合の財政（収支）見通し

現状のまま推移した場合の将来の財源不足額の予想、課題を明確にするために、一定の条件化で試算しています。

- ・ 期間 平成 20 年度から平成 29 年度
- ・ 対象 普通会計ベース
- ・ 条件 平成 20 年度当初予算案をベースに作成
- ・ 費目別推計の考え方

歳 入	推計の考え方
市 税	個人市民税：国の名目成長率見込み等を参考に試算。 法人市民税：個人市民税と同様。 固定資産税：企業誘致に伴う償却資産税の増や評価替に伴う影響を反映させて試算。 軽自動車税：平成 21 年度以降、年 3% の増を見込む。 市たばこ税：平成 21 年度以降、年 2% の減を見込む。 都市計画税：平成 23 年度における課税区域の拡大などを反映させて試算。
繰 入 金	平成 21 年度以降は考慮しない。
地方交付税	基準財政需要額は平成 20 年度以降 1% 減額し、合併特例事業債発行に伴う交付税算入分を加算、基準財政収入額は、歳入シミュレーションと連動 合併加算措置は、平成 28 年度から段階的に削減
国県支出金	各年度における歳出見込みに連動。
地 方 債	投資的経費にかかるものは歳出見込額から試算、臨時財政対策債は平成 21 年度まで減少で試算(臨時財政対策債は、平成 21 年度で廃止される見込)

歳 出	推計の考え方
人 件 費	平成 20 年度における全体職員数で推移させて試算。
扶 助 費	平成 21 年度以降は年 5% 程度の伸びを見込む。
公 債 費	平成 20 年度決算見込額をベースとして、平成 21 年度以降は、各年度の地方債発行額に基づき元利償還金（公債費）を試算し加算。
物 件 費	平成 20 年度決算見込額をベースとして、平成 21 年度決算見込額を算出し、以降横ばい。
補助費等	平成 20 年度決算見込額をベースとして、平成 21 年度決算見込額を算出し、以降基本的に横ばい。ただし、平成 19 年度末現在で確定している企業立地奨励金の平成 21 年度以降の推移を反映。
維持補修費	平成 20 年度決算見込額をベースとして、平成 21 年度決算見込額を算出し、以降横ばい。
繰 出 金	平成 21 年度以降は年 1% 程度の伸びを見込む。
普通建設事業費	平成 20 年度決算見込額をベースとして通常事業費と合併特例債事業費を調整して試算
そ の 他	平成 20 年度決算見込額をベースとして、平成 21 年度決算見込額を算出し、以降横ばい。

・財政収支見通し

このまま、何の健全化対策を講じない場合、平成 29 年度までの財政収支見通しは下記の表のとおりと推測され、平成 29 年までの財源不足の累計は約 320 億円で、財政調整基金の 20 年度末残高（約 71 億円）を大幅に超えています。

このままでいけば、繰越金が生じなかった場合、財政調整基金がなくなる平成 24 年度以降は予算編成が困難となるため、計画的かつ着実な財政健全化への取り組みが必要です。

区分		年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
自主財源	市 税		41,386	41,523	41,383	41,978	42,883	42,853
	繰 入 金		3,122	5,291	0	0	0	0
	そ の 他		13,070	6,173	6,196	6,256	6,256	6,237
	小 計		57,578	52,987	47,579	48,234	49,139	49,090
依存財源	地方交付税		14,169	14,300	14,406	15,673	14,007	13,702
	国県支出金		12,141	11,920	12,317	12,833	13,378	13,956
	地 方 債		4,124	9,219	7,361	5,825	6,175	6,650
	そ の 他		6,313	6,087	6,151	6,057	6,124	6,192
	小 計		36,747	41,526	40,235	40,388	39,684	40,500
合 計			94,325	94,513	87,814	88,622	88,823	89,590

義務的経費	人 件 費		22,886	21,687	21,360	20,899	20,569	20,371
	扶 助 費		13,358	13,340	14,107	14,883	15,702	16,565
	公 債 費		13,162	13,192	12,918	12,856	12,753	12,439
	小 計		49,406	48,219	48,385	48,638	49,024	49,375
その他の経費	物件・補助・維持補修費		20,165	19,635	18,753	18,677	18,528	18,480
	繰 出 金		12,329	12,781	12,973	13,167	13,365	13,565
	そ の 他		4,603	4,646	550	550	550	550
	小 計		37,097	37,062	32,276	32,394	32,443	32,595
投資的経費	普通建設事業		7,781	9,232	8,886	9,836	10,201	10,701
	そ の 他		41	0	0	0	0	0
	小 計		7,822	9,232	8,886	9,836	10,201	10,701
合 計			94,325	94,513	89,547	90,868	91,668	92,671

歳入歳出差引額	0	0	△ 1,733	△ 2,246	△ 2,845	△ 3,081
---------	---	---	---------	---------	---------	---------

経常収支比率	89.7	89.3	90.0	90.2	91.9	91.9
公債費負担比率	17.0	18.1	19.2	19.3	19.3	18.9

※各年度の収支を推測するため、基金繰入及び積立は考慮していません。

(単位：百万円)

区分	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
自主財源	市 税	43,370	43,915	43,855	44,407	45,005	431,172
	繰 入 金	0	0	0	0	0	5,291
	そ の 他	6,237	6,237	6,237	6,237	6,237	62,303
	小 計	49,607	50,152	50,092	50,644	51,242	498,766
依存財源	地方交付税	13,055	12,413	12,324	11,257	9,642	130,779
	国県支出金	14,478	15,025	15,599	16,201	16,833	142,540
	地 方 債	6,650	6,650	6,650	2,200	2,200	59,580
	そ の 他	6,249	6,306	6,365	6,424	6,485	62,440
	小 計	40,432	40,394	40,938	36,082	35,160	395,339
合 計	90,039	90,546	91,030	86,726	86,402	894,105	

義務的経費	人 件 費	20,094	20,079	19,771	19,587	19,261	203,678
	扶 助 費	17,393	18,263	19,176	20,135	21,142	170,706
	公 債 費	12,321	12,203	11,623	11,517	11,201	123,023
	小 計	49,808	50,545	50,570	51,239	51,604	497,407
その他の経費	物件・補助・維持補修費	18,406	18,406	18,406	18,406	18,406	186,103
	繰 出 金	13,837	14,113	14,396	14,684	14,977	137,858
	そ の 他	550	550	550	550	550	9,596
	小 計	32,793	33,069	33,352	33,640	33,933	333,557
投資的経費	普通建設事業	10,701	10,701	10,701	7,000	7,000	94,959
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	小 計	10,701	10,701	10,701	7,000	7,000	94,959
合 計	93,302	94,315	94,623	91,879	92,537	925,923	

歳入歳出差引額	△ 3,263	△ 3,769	△ 3,593	△ 5,153	△ 6,135	△ 31,818
---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------

(単位：%)

経常収支比率	92.0	92.6	91.9	92.9	94.2
公債費負担比率	18.7	18.6	17.7	17.6	17.4

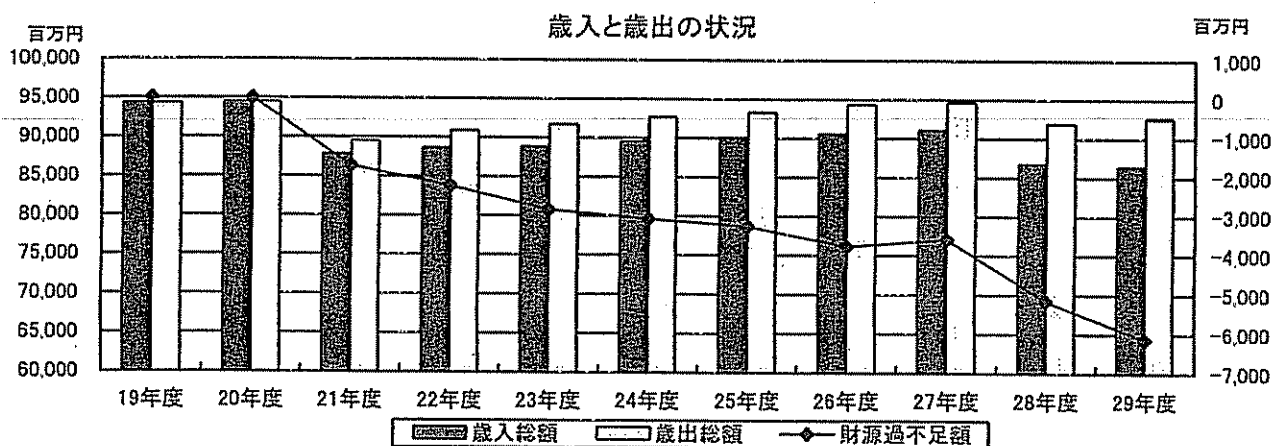
4 現状のままで推移した場合の財政状況

(1) 歳入と歳出の状況

平成 21 年度以降は、歳出総額に対して歳入総額が少ない、いわゆる財源不足の状況が発生する見込みです。財源不足額は、平成 21 年度においては約 17 億円で、年を経るごとにこの傾向は大きくなり、平成 29 年度には約 61 億円もの財源不足が生じる見込みです。平成 21 年度からの 9 年間の財源不足額累計は、約 320 億円に達する見込みであり、現在の状況を放置すれば、確実に財政破綻の道を歩むこととなります。

これは、人件費を始めとする義務的な歳出の増加、地方交付税の減少による歳入減が大きな要因ですが、一方では、現在までの財政運営が財政調整基金に依存した過大なものであったとも考えられます。

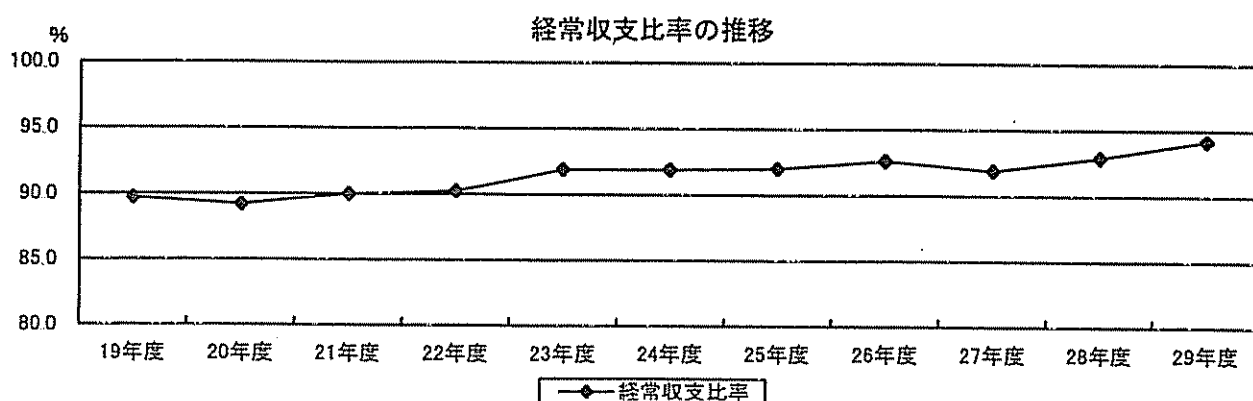
よって、市税を中心とした自主財源の確保を図るとともに、事業の選択と集中を適切に進め、効率的かつ効果的な行政運営を実現していく必要があります。



(2) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、平成 21 年度以降、再び 90% 台となり、平成 29 年度には 94.2% まで上昇する見込みです。これは、今後、財政の硬直化が極度に進行することを意味しています。言い換えれば、普通建設事業などの投資的事業を行う財政力はほとんど皆無に近いとも言えます。

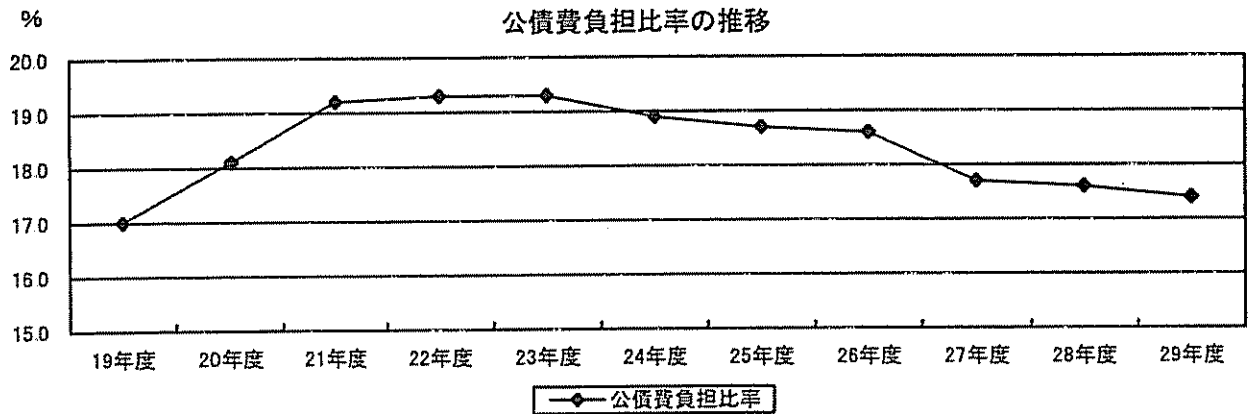
人件費を始めとする義務的経費が高水準で推移することが大きな要因であり、職員数 2,500 人体制を早期に実現するなどの行財政改革の取組みを早急かつ着実に進めていく必要があります。



(3) 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、平成 23 年度までは上昇を続けますが、過去の過大な地方債発行に伴う公債費の償還が減少する平成 24 年度以降は下降に転じます。しかしながら、平成 29 年度においても 17.4%と財政運営上の警戒ラインを大幅に超過した高水準で推移している状況に変わりなく、楽観視できるものではありません。

公債費とのバランスに注意しながら、計画的に建設事業を進めるとともに優位な地方債を選択する等、計画的な地方債の発行等に努める必要があります。



第2章 健全な財政運営に向けた取り組み

1 今後の財政運営の目標

- (1) 義務的経費、経常的経費の削減により、経常収支比率を90%台から85%程度に抑制し、弾力性のある財源構造への転換を図ります。
- (2) 償還額(元金)とのバランスを注視した計画的な地方債の発行と借入利率が高率な地方債の繰上償還により、公債費負担比率を15%程度に抑制します。
- (3) 基金依存型の財政運営からの脱却、歳入規模に応じた歳出構造を構築し、持続可能な財政運営の確立を図ります。

2 主な取り組み事項

(1) 歳入の確保

① 市税等の収納率の向上

コンビニ収納等による納付環境の充実をはじめ、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料など一体的な滞納整理に向けた取組を行い、収納率の向上に努めます。

② 未利用地等の処分、貸付等の有効活用

合併により拡大した市域の中で利用計画がなく普通財産として管理している土地等について、早期に状況把握を行い、利用に適さない物件については、一般競争入札等による積極的な売却、貸付等に努めます。また、行政財産についても、事業目的を失い未利用地等となっているものがあり、今後の利用計画を検討し、不用なものについては普通財産に移行し、売却、貸付等を行います。

③ 新たな自主財源の確保

広報津、ホームページ、ごみ収集車など広告掲載により新たな財源確保に努めていますが、更なる広報媒体の拡大を行います。そのほかにも新たな財源確保の手法について検討を進めます。

④ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、提供するサービスに見合う適正な負担となるよう使用料・手数料の見直し指針に沿った見直しを行います。

見直しにあたっては、効率的な施設運用や事務改善によるコスト縮減に努め、利用者の理解が得られる料金設定に努めます。また、合併により不均衡となっている類似施設の使用料や減免要件の統一、明確化を図ります。

⑤ 地方債の適正な活用

総合計画に位置づけられた事業の推進を着実なものとするため、合併特例事業債などの有利な地方債の活用を図ります。但し、将来の財政負担を考慮し、償還額(元金)とのバランスを注視した計画的な地方債発行を行うことにより、地方債残高の減少に努めます。

(2) 歳出の削減

① 人件費の抑制

団塊の世代の大量退職等による将来の職員構成のバランスに配慮しつつ、平成27年度の目標である正規職員2,500人体制の早期実現を図ります。また、その達成後も行財政改革への取り組みを継続し、職員数の適正化に努めます。

給与については、人事院勧告の準拠を基本とするものの、財政状況を見据えながら、一次縮減等の検討、特殊勤務手当については支給対象となる職員の範囲、職務の内容、支給基準等の妥当性について見極め、適正な支給に努めます。

② 内部管理経費の削減

事務用品の節減の徹底化を図るとともに、事務手続きの簡素化、情報通信技術の活用による事務の効率化、迅速化などにより、事務経費の削減に努めます。

また、事務用品等の一括管理の検討を行うなど、徹底的な無駄の排除とコスト削減に向けて全職員が取り組み、内部管理経費の削減を推進します。

③ 公共施設のあり方の見直し

合併により有することとなった多くの公共施設の効率的な施設管理が大きな課題であることから、統廃合や存続等を含め、公共施設のあり方を検討し、見直しを行います。

施設の管理運営については、光熱水費や燃料費、通信費などの一層の削減に努めるとともに、業務委託については、仕様や契約方法などの見直しを行い、維持管理経費の削減を図ります。

また、施設の設置目的や性質に応じた最適な運営形態を検証し、指定管理者制度への移行などを進めることにより、効率的、効果的な市民サービスの提供を行うとともに、施設稼働率を高め、費用対効果の向上に努めます。

今後、新たに施設の整備を行う際には、建設コストや維持管理経費の縮減を視野に入れた検討を行い、経費節減に努めます。

④ 民間委託の推進

真に行政が担うべき役割を見極め、民間事業者が実施することで、より効率的・効果的に行うことができる事業については、民間委託を推進し、サービス水準の向上に努めます。

⑤ 補助金等の見直し

各種団体の事業費や運営費に対する補助金については、「補助金に係る交付指針」に基づき、事業の公益性、必要性、効果等を精査し、真に必要性の高いものについては重点化を図るとともに、補助の役割が薄れたものについては見直しを行い、終期の設定や廃止、縮小を行います。

その他、協議会等への負担金についても、目的、効果等を検証し、負担する意義が薄れているものについては、負担の廃止、縮減等見直しを行います。

⑥ 投資的事業の見直し

新たに策定される総合計画の5つの目標別計画及び重点プログラム等への重点的な投資により、本市の将来に向けた基盤整備を行います。

事業費については、事業の計画的執行の観点から、長期的な視点で可能な限り事業の平準化を図り、単年度に極端な財政負担が生じないように努めます。

また、事業の計画、設計から、施工、維持管理に至る全過程において、効率的

な事業の実施に取り組み、建設、維持管理コストの縮減を図ります。

事業の実施にあたっては、国、県の動向に注視し、新たな補助制度等を的確に把握し、最も有利な財源の確保に努めます。

⑦ 公債費の抑制

財源不足を補てんするための安易な地方債発行は行わず、将来の財政負担を見据えた計画的な発行に努め、公債費負担の軽減を図ります。

また、高利な地方債の繰上償還や借換えを実施し、将来的な利子負担の軽減を図ります。

⑧ 公営企業特別会計等の経営健全化

下水道事業や簡易水道事業等については、収支の不足額を一般会計から補てんしており、当該会計においても、独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金の削減を図ります。

また、モーターボート競走事業や駐車場事業会計 などについては、料金収入などの事業収入により事業を運営する独立採算制の原則に基づき、市民サービスの維持、向上に留意しながら経営上の課題を明確にするとともに、自立した経営の確立に努めます。

(3) その他

① 予算編成、執行における手法の見直し

限られた財源のなか、複雑・多様化する住民ニーズに応じていくため、平成19年度当初予算編成から、各部局等が行政経営の視点に立った予算編成を行う仕組みとして「枠配分予算編成」を導入し、平成20年度は、更に枠配分予算対象経費の拡大を行いました。

今後は、枠配分経費の拡大や事業を行う際の工夫や新たな財源の確保等により、予算の節減が行われた場合には、その節減額の一部を、節減を行った部局等の翌年度予算に上乘せするなど、各部局等の努力が報われ、職員の節約意識が高まる仕組みの導入を検討します。

② 行政経営・行政評価システムの導入

総合計画の着実な推進と市民満足度の向上を目指して、施策を選択し、限られた資源（予算・組織・職員など）を真に必要なサービスの提供に集中させる行政運営の仕組みへの転換を図ります。

そのため、新しい公共経営の考え方のもとに、経営品質の向上を経営マネジメントの基礎として位置づけ、計画・実行・評価・改善の一連のサイクルに基づいて、相互に連携し、持続的に発展していく行政経営システムを導入します。

また、実施した施策や事業が有効に機能したか、あるいは事業が計画どおり進んでいるかを検証します。

そのため、重点プログラムを対象とする政策評価、事業を対象とする事務事業評価、組織の運営面を対象とする業績評価の3つの評価からなる行政評価システムを導入します。

2 前期集中改革プランの検証

行財政改革前期実施計画（集中改革プラン）は、平成19年度から平成21年度までの3カ年を期間として行政改革大綱に位置づけられた6つの推進項目及び推進方針に基づき取組内容、目標年度を設定し、着実な行財政改革の推進を図ろうとするものです。

平成19年度については、退職に伴う新規採用の抑制による職員数の削減、臨時職員数の削減、給与・管理職手当等の減額、事務事業及び事務の執行方法の見直しによる事業の廃止、縮減等及び補助金に係る交付指針に基づく補助金の見直しなどにより、一定の成果を得ることができました。しかし、平成20年度以降、一層の財政基盤の安定を図るため、引き続き2,500人体制の早期実現を目指すために職員数の適正化、施設の設置目的や運営条件等を見極めた公共施設の在り方を見直し及び公共工事のコスト削減などの歳出削減、また市税や各種料金に係る徴収率の向上、受益と負担の原則を基本とした使用料及び手数料の見直しなどの歳入確保に努める必要があります。

(単位：千円)

推進項目 ()内は19年度の主な推進項目	19年度		20年度	21年度
	計画縮減	実績見込	計画縮減	計画縮減
1 効率的な事務事業の在り方 (地域活動振興予算の在り方を見直し、高齢者サービス事業の廃止、契約事務の効率化、政務調査費の縮減など)	109,809	150,622	100,527	289,922
2 民間活用の在り方 (津市地域情報センターの管理運営方法の見直し、一志浄化センターの廃止など)	126,501	90,599	63,193	14,691
3 定員管理の在り方 (臨時職員の削減及び雇用形態の見直し、定員管理の適正化、給与の適正化など)	617,511	855,898	584,000	880,000
4 健全な財政運営の在り方 (補助金の見直し、福利厚生事業補助金の見直し、がん検診に係る自己負担額の見直しなど)	426,977	511,527	1,045,896	923,695
5 電子自治体に向けた行政運営の在り方	0	0	13,500	50,000
6 その他本市の行財政改革の推進に関する重要事項 (顧客満足度の向上など)	50,000	0	0	240,000
合計	1,330,798	1,608,646	1,807,116	2,398,308

3 地方公共団体の財政健全化に関する法律の概要

(1) 法の趣旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律「以下、財政健全化法という。」が平成20年4月から一部施行され、平成21年度から本格実施されますが、これにより平成20年の秋には平成19年度決算に基づき、財政健全化法に規定される実質的な赤字比率や公社・第三セクター等を含めた将来負担比率などの財政指標を議会に報告し、公表することとされました。

これらの財政指標の公表により、端的に財政の実態を明らかにし、議会や住民のチェック機能を働かせ、行政、議会、住民が一体となり健全な財政運営の確立を図っていくものです。

また、当該財政指標が法に定められた基準を超えた場合は、財政健全化計画等を策定し、健全化に向けた取り組み状況を毎年度議会に報告し、公表することが義務付けられました。

財政健全化法は、早期に財政状況の悪化を見つけだし、健全化に向けた速やかな取り組みを行うことで、財政破綻を生じさせない仕組みを作り上げたものです。

(2) 財政健全化法の4つの指標の概要

①実質赤字比率

・趣旨

一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

・判断基準

早期健全化基準 財政規模に応じ、11.25%～15%

財政再生基準 20%

・比率の算出方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）}}$$

・対象となる範囲

普通会計（一般会計、土地区画整理事業・住宅新築資金等貸付事業特別会計）

②連結実質赤字比率

・趣旨

全会計を対象とした実質赤字（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

・判断基準

早期健全化基準 財政規模に応じ、16.25%～20%

財政再生基準 30% 但し、平成20年度・21年度は40% 22年度は35%

- ・比率の算出方法

連結対象会計の実質赤字額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）}}$$

- ・対象となる範囲
一般会計、特別会計（公営企業会計を含む）の全会計。ただし、一部事務組合、第三セクター、地方公社等は除かれる。

③実質公債費比率

- ・趣旨

一般会計が負担する元利償還金及びそれに準ずる繰出金等の標準財政規模に対する比率

- ・判断基準

早期健全化基準 25%

財政再生基準 35%

- ・比率の算出方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times \text{の3ヶ年平均標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

※元利償還金：地方債などの借入金に係る償還金

※準元利償還金：満期一括償還地方債の一年あたりの元金償還相当額

- ・対象となる範囲

一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び純元利償還金
特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てられたもの
組合等への補助負担金のうち地方債の償還に充てられたもの
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの。

④将来負担比率

- ・趣旨

一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- ・判断基準

早期健全化基準 350%

財政再生基準 無

・比率の算出方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} (\text{臨時財政対策債発行可能額含む}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

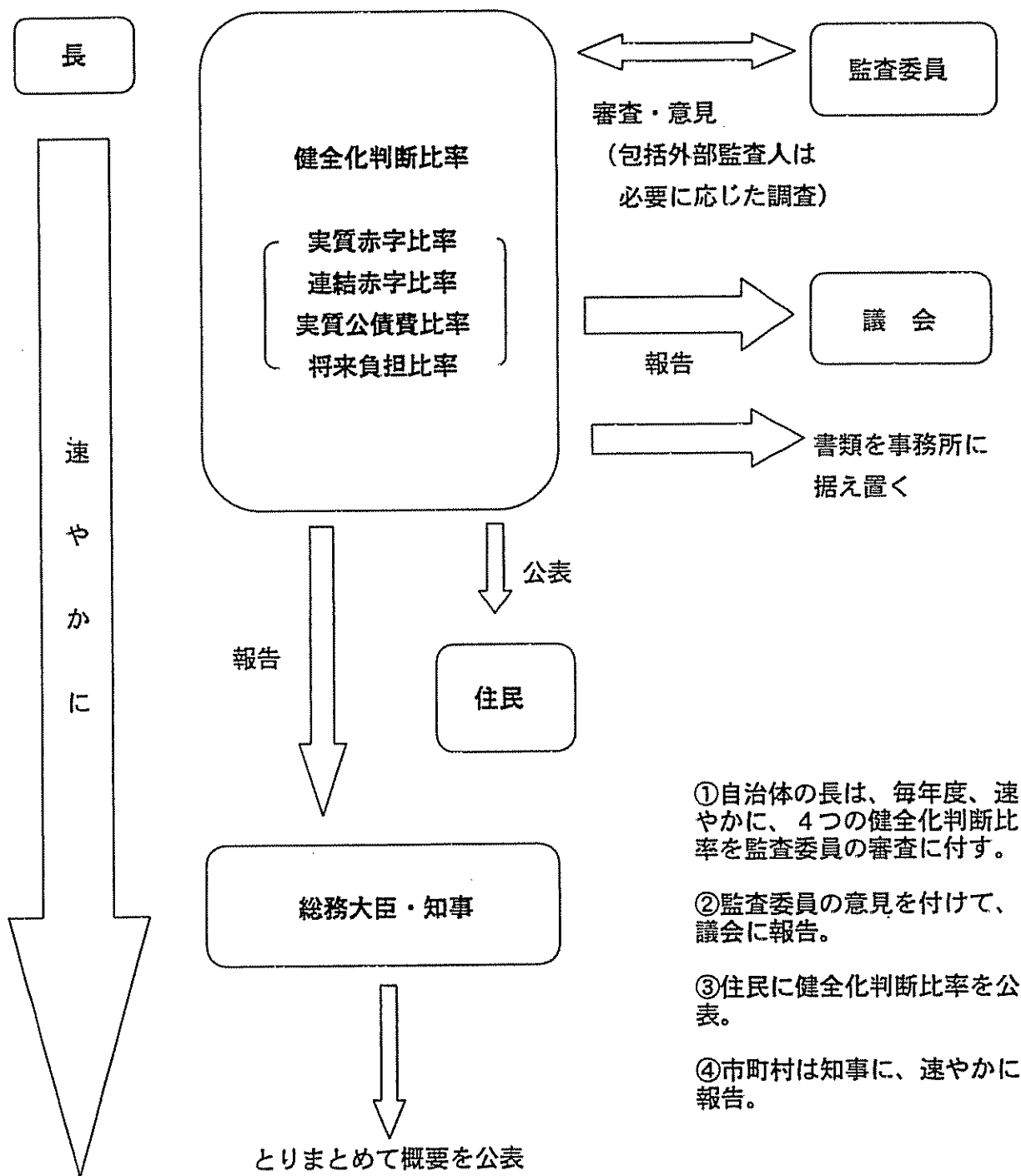
- ※将来負担額：(イ)一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額
(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
(ニ)市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
(ホ)退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
(ヘ)土地開発公社に対する債務保証額、第三セクターに対する損失補償額見込額
(ト)連結実質赤字額
(チ)組合等の赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額：(イ)～(ヘ)に充当できる地方自治法第241条に規定する基金

・対象となる範囲

一般会計、特別会計（公営企業会計を含む）の全会計及び一部事務組合、第三セクター、地方公社等

健全化判断比率の公表のイメージ図



①自治体の長は、毎年度、速やかに、4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付す。

②監査委員の意見を付けて、議会に報告。

③住民に健全化判断比率を公表。

④市町村は知事に、速やかに報告。

第3章 今後の財政見通し

1 今後の財政（収支）の目標

第2章「今後の財政運営の目標」を達成するため、「主な取り組み事項」を講じ、今後の10年間（平成20年度から平成29年度）の目標値を示したものが下記の表です。

区分		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
自主財源	市 税		41,386	41,523	41,447	42,176	43,249	43,209
	繰 入 金		3,122	5,291	2,034	1,333	1,231	913
	そ の 他		13,070	6,174	6,083	6,119	6,119	6,100
	小 計		57,578	52,987	49,564	49,628	50,599	50,222
依存財源	地方交付税		14,169	14,300	14,406	15,673	14,007	13,702
	国県支出金		12,141	11,920	12,317	12,833	13,378	13,956
	地 方 債		4,124	9,219	6,361	4,825	5,175	5,650
	そ の 他		6,313	6,087	6,151	6,056	6,124	6,192
	小 計		36,747	41,526	39,235	39,387	38,684	39,500
合 計			94,325	94,513	88,799	89,015	89,283	89,722

義務的経費	人 件 費		22,886	21,687	21,047	20,244	19,627	19,196
	扶 助 費		13,358	13,340	14,107	14,883	15,702	16,565
	公 債 費		13,162	13,192	12,918	12,834	12,703	12,238
	小 計		49,406	48,219	48,072	47,961	48,032	47,999
その他の経費	物件・補助・維持補修費		20,165	19,635	18,287	17,544	17,250	17,068
	繰 出 金		12,329	12,781	12,909	13,038	13,169	13,300
	そ の 他		4,603	4,646	645	635	631	654
	小 計		37,097	37,062	31,841	31,218	31,050	31,022
投資的経費	普通建設事業		7,781	9,232	8,886	9,836	10,201	10,701
	そ の 他		41	0	0	0	0	0
	小 計		7,822	9,232	8,886	9,836	10,201	10,701
合 計			94,325	94,513	88,799	89,015	89,283	89,722

経常収支比率	89.7	89.3	88.8	87.9	87.8	86.9
公債費負担比率	17.0	18.1	18.6	18.8	18.8	18.3

財政調整基金残高	11,420	7,141	6,001	5,611	5,321	5,375
その他の基金残高	8,868	11,952	11,274	10,598	9,918	9,235

※ただし、社会・経済情勢の変化等については、その都度見直しを行い、必要に応じて修正を加えることとします。

(単位：百万円)

区分		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
自主財源	市 税		43,834	44,488	44,377	45,024	45,690	435,017
	繰 入 金		913	913	913	913	1,507	15,961
	そ の 他		6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	61,094
	小 計		50,847	51,501	51,390	52,037	53,297	512,072
依存財源	地方交付税		13,055	12,413	12,324	11,257	9,642	130,779
	国県支出金		14,478	15,025	15,599	16,201	16,833	142,540
	地 方 債		5,650	5,650	5,650	1,200	1,200	50,580
	そ の 他		6,248	6,305	6,364	6,425	6,485	62,437
	小 計		39,431	39,393	39,937	35,083	34,160	386,336
合 計			90,278	90,894	91,327	87,120	87,457	898,408

義務的経費	人 件 費		18,649	18,458	18,092	17,849	17,466	192,315
	扶 助 費		17,393	18,263	19,176	20,135	21,142	170,706
	公 債 費		11,973	11,740	11,018	10,774	10,324	119,714
	小 計		48,015	48,461	48,286	48,758	48,932	482,735
その他の経費	物件・補助・維持補修費		16,726	16,468	16,216	16,216	16,216	171,626
	繰 出 金		13,566	13,838	14,114	14,397	14,685	135,797
	そ の 他		1,270	1,426	2,010	7491	624	13,291
	小 計		31,562	31,732	32,340	31,362	31,525	320,714
投資的経費	普通建設事業		10,701	10,701	10,701	7,000	7,000	94,959
	そ の 他		0	0	0	0	0	0
	小 計		10,701	10,701	10,701	7,000	7,000	94,959
合 計			90,278	90,894	91,327	87,120	87,457	898,408

(単位：%)

経常収支比率	85.7	85.3	84.0	84.5	85.2
公債費負担比率	17.8	17.5	16.4	16.1	15.5

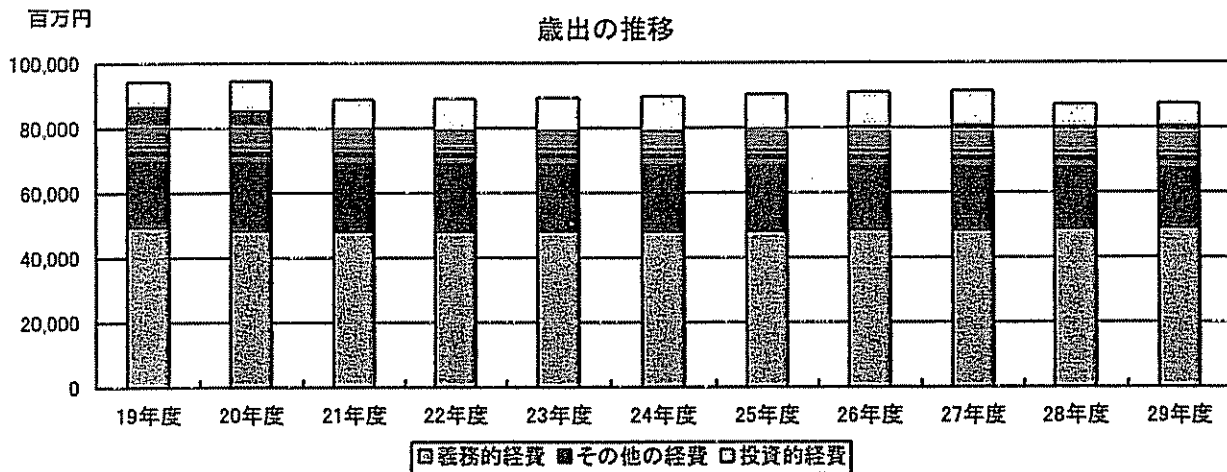
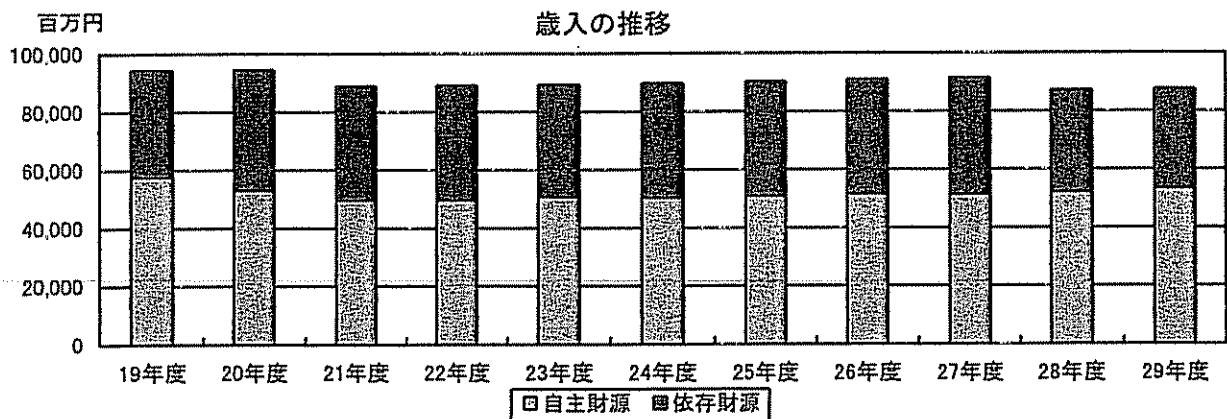
(単位：百万円)

財政調整基金残高	5,728	6,159	6,884	6,980	6,343
その他の基金残高	8,870	8,582	8,585	7,955	7,340

2 目標達成時における財政状況

(1) 予算規模

平成 20 年度の予算規模は約 945 億円で、まちづくり振興基金を設置するための積立額 40 億円を除いた実質の予算規模は約 905 億円となる見込みです。平成 21 年度から平成 27 年度までの予算規模は、平成 20 年度と同程度の約 890 億円から 910 億円で推移するものと見込んでいます。合併 10 年度後の平成 28 年度以降は、合併特例事業債の発行期間の終了に伴う市債発行額の減少、普通交付税の特例措置期間の経過による段階的な地方交付税の削減がなされるなど、歳入(依存財源)が減少することから、870 億円程度の予算規模になると見込んでいます。



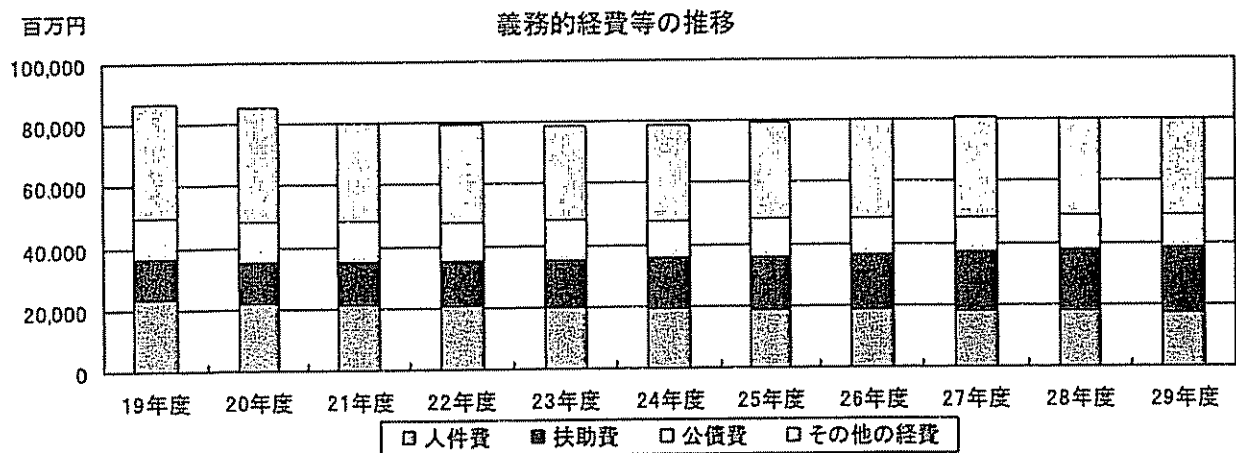
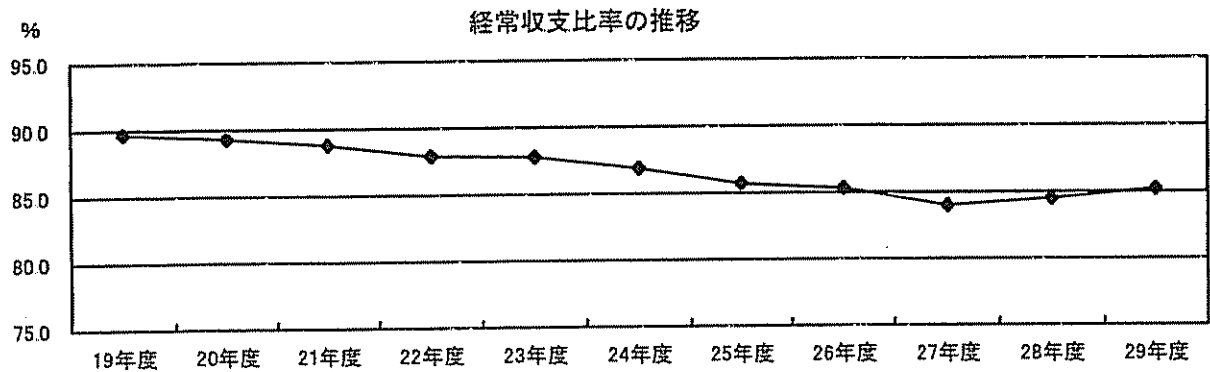
(2) 経常収支比率の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 19 年度以降、年々下降を続け、平成 27 年度には 84.0% になる見込みです。以降も引き続き歳出削減に努めていきますが、地方交付税の大幅な減少等により、歳入が減少するものと見込まれることから、平成 28 年度以降は、若干上昇する見込みです。

平成 27 年度と平成 29 年度の歳出を比較した場合、扶助費は約 20 億円増加する見込みですが、人件費で約 6 億円、公債費で約 7 億円、その他の経費で約 8 億円の削減を見込んでいます。また、歳入を比較した場合、市税は、約 13 億円増

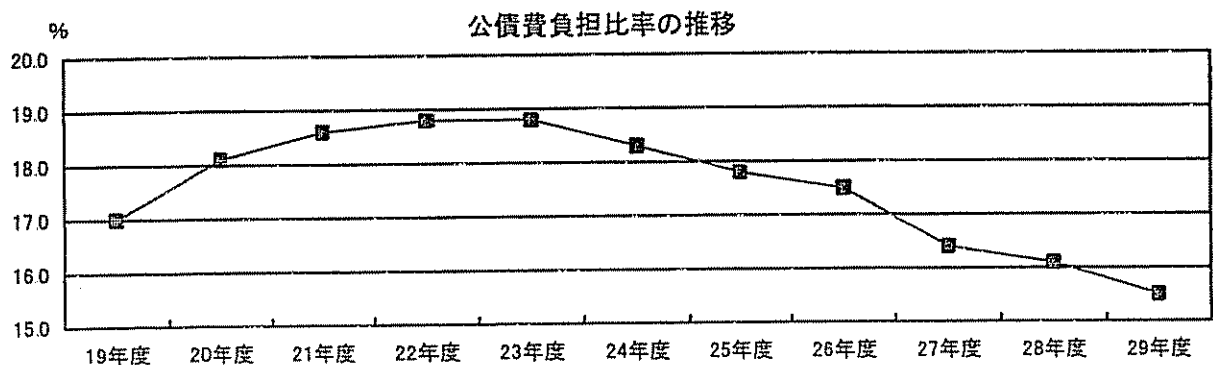
加する見込みですが、地方交付税は約 27 億円減少すると見込んでいます。

その結果、平成 29 年度の経常収支比率は、85.2%と若干上昇の見込ですが、目標としていた「85%程度」に留まり、このことは、義務的・経常的経費に必要とされる一般財源が減少し、普通建設事業などの投資的経費に充当可能な一般財源の増加に繋がり、財政の弾力性が改善されたことを意味しています。



(3) 公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、既に借り入れた地方債の元利償還金が多額なことから平成 23 年度までは上昇を続けますが、計画的な地方債の発行等により、公債費を抑制していくため、平成 24 年度以降は下降に転じ、平成 29 年度には目標としていた「15%程度」の 15.5%になると見込んでいます。



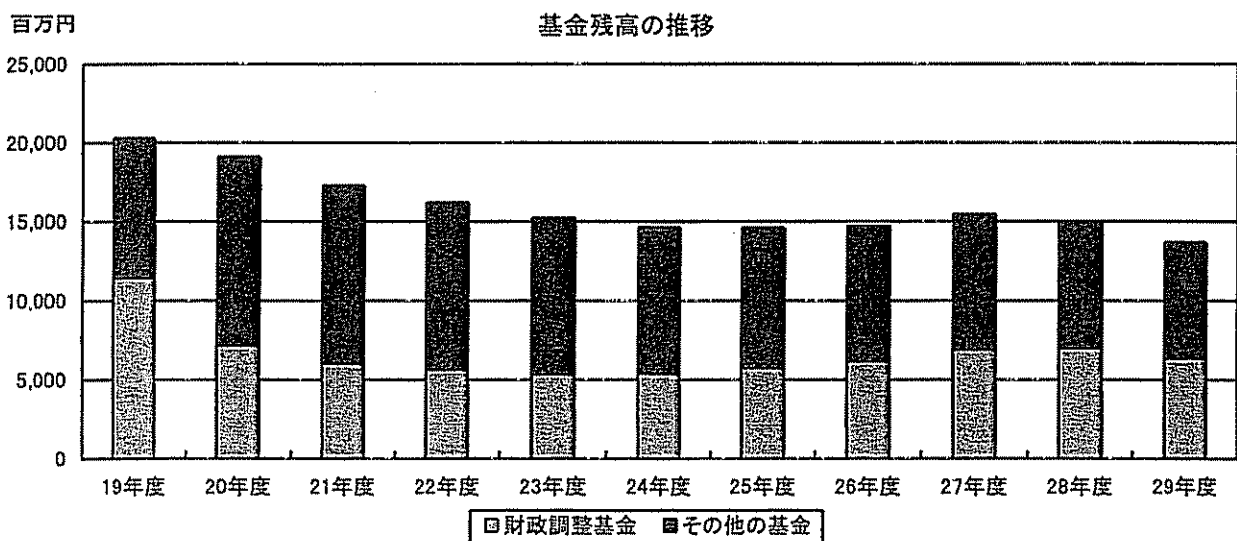
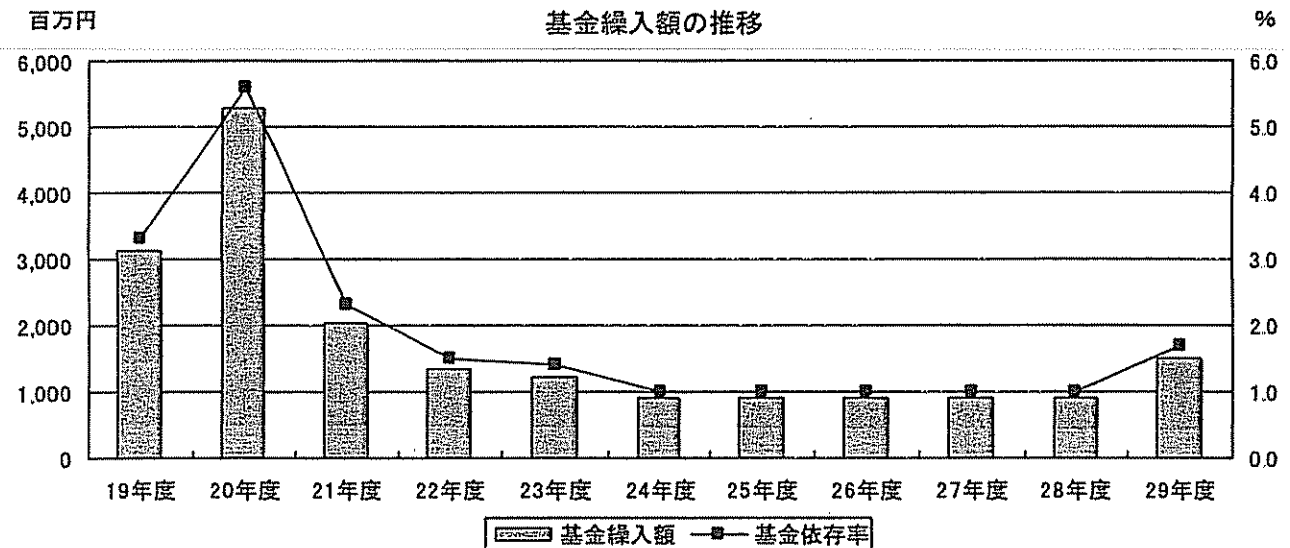
(4) 基金繰入金、残高の推移

約 900 億円程度の予算規模を確保しつつ、平成 21 年度以降、基金からの繰入金は、大幅に減少する見込みで、これに呼応し依存率も大きく低下していきます。

平成 20 年度の繰入額は、約 53 億円となる見込みで、歳入予算に占める割合（依存度）は、5.6%となりますが、平成 24 年度以降は、約 9 億円（平成 29 年度は約 15 億円）となる見込で、1%（平成 29 年度は 1.7%）まで低下していきます。

また、平成 29 年度末の財政調整基金の残高は、約 63 億円となる見込で、平成 20 年度末残高約 71 億円に対し、8 億円の減少に留まっており、今後の社会・経済動向による歳入の減少や災害等の予期せぬ支出に対応するための一定額の基金残高は確保できています。

このことから、目標としていた「基金に依存しない持続可能な財政運営」の確立が図られつつあると判断されますが、今後においても、健全な財政運営の着実な推進に努める必要があります。



終わりに

市町村合併後 2 年余りが経過し、その間に新市における行財政改革大綱の策定、そして、本年 3 月には、本市の将来像を示した総合計画が策定されます。

行財政改革の推進は、財政健全化の推進と歩を一にしており、健全な財政運営なくして、総合計画の推進も叶わぬ夢となってしまいます。

よって、財政の健全化は、必ずやり遂げなければならないものであり、本市に課せられた重大な責務であります。

このことを職員一人ひとりが深く自覚し、行財政改革大綱（集中改革プラン）を計画・実行し、持続可能な財政構造への転換を実現しなければなりません。

また、行財政の健全化の取組を推進するうえで、使用料の改定、団体等への補助金の引き下げ、事務事業の見直しなどにより、少なからず市民生活へ影響を及ぼすことになることから、第一に行政内部の経費節減等を徹底的に実行し、住民の方々にこれら取組が必要であるという理解が得られる環境づくりが肝要であると思われれます。

行政と市民が一体となって改革を推し進める機運が高まってこそ、行財政改革（集中改革プラン）を通じた財政の健全化が可能となるものであり、それが将来の津市の新たなまちづくりの実現に繋がるものであります。

用語説明

	用 語	説 明
1	三位一体改革	国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち (1) 国庫補助負担金の廃止・縮減、(2) 税財源の移譲、(3) 地方交付税の一体的な見直し、である。
2	地方交付税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。
3	集中改革プラン	津市行財政改革大綱（平成19年度～平成27年度）の実施計画のである、行財政改革前期実施計画（平成19年度～平成21年度）、中期実施計画（平成22年度～平成24年度）後期実施計画（平成25年度～平成27年度）を表す。現時点では前期実施計画が策定されている。
4	普通会計	地方公共団体における公営事業会計以外の会計。本市の場合は、一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の合計である。
5	実質収支	決算における歳入歳出の単純差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。これは、当該年度における収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味する。
6	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味する。
7	実質単年度収支	単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立金、地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除したものの。
8	地方譲与税	国税として徴収される税のうち、地方道路税、自動車重量税など実質的に地方公共団体の財源とされるものについて、一定の基準により国から地方公共団体に譲与されるもの。
9	臨時財政対策債	地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった特例的な地方債
10	所得譲与税	平成16年度の三位一体改革で、国庫補助負担金の廃止・縮減に対する暫定的な税源移譲措置として設けられたもの。平成19年度に、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が実施されたことに伴い、廃止された。
11	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金

	用語	説明
12	減債基金	市債の計画的な償還を行うために設けられる基金
13	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費。一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成される。
14	経常的経費	毎年度連続して固定的に支出される経費。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費などで構成される。
15	投資的経費	支出の効果が資本の形成のためのものであり、道路、橋りょう、公園、学校などの施設等を整備するための経費。普通建設事業費、災害復旧事業費で構成される。
16	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合をいう。
17	公債費負担比率	地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。この比率が高いほど財政運営の硬直性が高まることとなり、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われている。
18	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。
19	自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金など
20	依存財源	国や県から交付される財源。地方譲与税、地方交付税、市債など
21	人件費	職員に支給される給料や各種手当のほか、共済費や退職手当組合負担金等を含む経費
22	扶助費	生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法などに基づき、市が実施するサービス給付や手当などに要する経費
23	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金と利子の償還金および一時借入金の利子などに要する経費
24	物件費	地方公共団体が業務を行う際に支出する消費的な性質の経費のうち、他の性質に属さないもの。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などがこれにあたる。

	用語	説明
25	補助費等	各種団体に対する助成金、一部事務組合に対する負担金や報償費などの経費
26	維持補修費	地方公共団体が管理する道路や学校などの公共用施設の修繕に要する経費
27	繰出金	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするための経費
28	早期健全化基準	地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。
29	財政再生基準	地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。
30	標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質収支比率、実質公債費比率、連結赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値である。

